

平成 26 年 11 月 13 日

【照会先】

大臣官房統計情報部

雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室

室長 野地 祐二

統計専門官 小平 薫

就労条件係（内線 7639・7638）

（代表電話）03-5253-1111

（直通電話）03-3595-3147

平成 26 年就労条件総合調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
利用上の注意	1 頁
結果の概要	
1 労働時間制度	2 頁
2 定年制等	11 頁
3 賃金制度	15 頁
4 資産形成	18 頁
主な用語の定義	22 頁

平成 26 年就労条件総合調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
アドレス (http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/toukei/)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として実施している。

2 調査の範囲

- (1) 地域
全国
- (2) 調査対象

日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づく 15 大産業〔鉱業，採石業，砂利採取業，建設業，製造業，電気・ガス・熱供給・水道業，情報通信業，運輸業，郵便業，卸売業，小売業，金融業，保険業，不動産業，物品賃貸業，学術研究，専門・技術サービス業，宿泊業，飲食サービス業，生活関連サービス業，娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く。）、教育，学習支援業，医療，福祉及びサービス業（他に分類されないもの）（政治・経済・文化団体，宗教及び外国公務を除く。）〕に属する常用労働者が 30 人以上の民間企業から、産業、企業規模別に一定の方法により抽出した企業

3 調査の時期

平成 26 年 1 月 1 日現在の状況について調査を行った。ただし年間については、平成 25 年 1 年間（又は平成 24 会計年度）の状況について調査を行った。

4 調査事項

企業の属性、労働時間制度に関する事項、定年制等に関する事項、賃金制度に関する事項、資産形成に関する事項

5 調査方法

厚生労働省から調査対象企業に調査票を郵送し、記入された調査票を郵送又は調査員により回収する方法で実施した。

6 調査系統

厚生労働省－調査対象企業

7 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数 6,140 有効回答数 4,271 有効回答率 69.6%

利用上の注意

1 本調査では、企業全体の全常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている労働者（パートタイム労働者を除く。）にかかる制度又は事項を調査しており、各種の労働者 1 人平均、適用労働者割合などは、これらの労働者についてのものである。

2 表章記号について

- (1) 「0.0」は、該当する数値はあるが、四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。
- (2) 「－」は、該当する数値がない場合を示す。

3 構成比は四捨五入しているため、その合計が 100.0%にならない場合がある。

4 東日本大震災への対応

本年の調査では東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、被災地域（※）から抽出された企業を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業を再抽出し代替（調査対象）とした。

※ 被災地域は、国土地理院が平成 23 年 4 月 18 日に公表した「津波による浸水範囲の面積（概略値）について（第 5 報）」により津波の浸水を受けた地域並びに東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故に関し設定された警戒区域等（市区町村単位）としている。

結果の概要

1 労働時間制度

(1) 所定労働時間

1日の所定労働時間は、1企業平均7時間43分（前年7時間44分）、労働者1人平均7時間44分（同7時間45分）となっている。

週所定労働時間は、1企業平均39時間29分（同39時間25分）、労働者1人平均39時間05分（同39時間03分）となっている。1企業平均を企業規模別にみると、1,000人以上が39時間02分（同39時間04分）、300～999人が39時間07分（同39時間06分）、100～299人が39時間21分（同39時間19分）、30～99人が39時間34分（同39時間29分）となっている。産業別にみると、金融業、保険業が37時間57分（同37時間57分）で最も短く、宿泊業、飲食サービス業が40時間09分（同39時間53分）で最も長くなっている。（第1表）

第1表 1日及び週所定労働時間

（単位：時間、分）

年・企業規模・産業	1日の所定労働時間		週所定労働時間	
	1企業平均 ¹⁾	労働者1人平均 ²⁾	1企業平均 ¹⁾	労働者1人平均 ²⁾
平成26年	7 : 43	7 : 44	39 : 29	39 : 05
25	7 : 44	7 : 45	39 : 25	39 : 03
24	7 : 44	7 : 45	39 : 22	39 : 03
23	7 : 43	7 : 44	39 : 23	39 : 01
22	7 : 43	7 : 44	39 : 22	39 : 01
1,000人以上	7 : 47	7 : 45	39 : 02	38 : 46
300～999人	7 : 45	7 : 44	39 : 07	38 : 58
100～299人	7 : 44	7 : 44	39 : 21	39 : 13
30～99人	7 : 42	7 : 43	39 : 34	39 : 29
鉱業、採石業、砂利採取業	7 : 39	7 : 32	39 : 30	38 : 38
建設業	7 : 41	7 : 46	39 : 35	39 : 26
製造業	7 : 47	7 : 48	39 : 19	39 : 07
電気・ガス・熱供給・水道業	7 : 39	7 : 40	38 : 31	38 : 05
情報通信業	7 : 42	7 : 41	38 : 39	38 : 28
運輸業、郵便業	7 : 37	7 : 40	39 : 35	39 : 21
卸売業、小売業	7 : 41	7 : 44	39 : 30	39 : 09
金融業、保険業	7 : 34	7 : 27	37 : 57	37 : 17
不動産業、物品賃貸業	7 : 42	7 : 41	39 : 06	38 : 50
学術研究、専門・技術サービス業	7 : 45	7 : 41	39 : 05	38 : 30
宿泊業、飲食サービス業	7 : 40	7 : 43	40 : 09	39 : 48
生活関連サービス業、娯楽業	7 : 40	7 : 39	40 : 00	39 : 46
教育、学習支援業	7 : 41	7 : 39	39 : 14	39 : 03
医療、福祉	7 : 54	7 : 53	39 : 40	39 : 38
サービス業(他に分類されないもの)	7 : 44	7 : 48	39 : 35	39 : 32

注：1) 「1企業平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間をそれぞれ平均したものである。

2) 「労働者1人平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間を企業の労働者数（所定労働時間の定めない者は除く。）によりそれぞれ加重平均したものである。

(2) 週休制

主な週休制の形態をみると、「何らかの週休2日制」を採用している企業割合は84.3%（前年85.3%）となっている。

「完全週休2日制」を採用している企業割合は、46.9%（同46.0%）となっている。これを企業規模別にみると、1,000人以上が72.5%（同69.5%）、300～999人が62.0%（同62.0%）、100～299人が52.0%（同54.2%）、30～99人が43.5%（同41.7%）となっている。産業別にみると、金融業、保険業が89.4%（同93.9%）で最も高く、次いで情報通信業が89.2%（同87.8%）となっている。（第2表）

第2表 主な週休制¹⁾の形態別企業割合

(単位：%)

年・企業規模・産業	全企業 ²⁾	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ³⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ⁴⁾	
平成26年	[100.0]	100.0	9.7	84.3	37.4	46.9	6.0
25		100.0	7.8	85.3	39.4	46.0	6.8
24		100.0	6.5	88.7	44.2	44.5	4.8
23		100.0	8.8	85.5	42.7	42.8	5.7
22		100.0	9.1	87.0	49.3	37.7	3.9
1,000人以上	[2.1]	100.0	1.2	91.6	19.1	72.5	7.2
300～999人	[6.0]	100.0	4.0	87.7	25.6	62.0	8.4
100～299人	[19.8]	100.0	6.7	87.3	35.3	52.0	6.0
30～99人	[72.0]	100.0	11.3	83.0	39.5	43.5	5.7
鉱業、採石業、砂利採取業	[0.1]	100.0	12.7	87.3	54.1	33.1	-
建設業	[7.7]	100.0	9.7	87.7	47.3	40.3	2.7
製造業	[26.2]	100.0	3.0	86.5	41.7	44.8	10.5
電気・ガス・熱供給・水道業	[0.2]	100.0	4.1	87.0	24.7	62.3	8.9
情報通信業	[4.2]	100.0	0.3	97.1	7.9	89.2	2.6
運輸業、郵便業	[9.4]	100.0	19.4	76.9	44.7	32.1	3.7
卸売業、小売業	[22.4]	100.0	12.5	82.3	37.4	44.9	5.2
金融業、保険業	[0.7]	100.0	-	95.3	5.9	89.4	4.7
不動産業、物品賃貸業	[2.1]	100.0	6.0	90.0	31.2	58.8	4.0
学術研究、専門・技術サービス業	[2.5]	100.0	2.0	94.2	20.9	73.3	3.8
宿泊業、飲食サービス業	[7.2]	100.0	25.7	68.1	36.2	31.9	6.3
生活関連サービス業、娯楽業	[5.3]	100.0	11.5	88.3	51.4	36.8	0.2
教育、学習支援業	[1.2]	100.0	10.0	81.6	33.5	48.2	8.3
医療、福祉	[2.2]	100.0	0.3	93.8	21.9	71.8	5.9
サービス業(他に分類されないもの)	[8.6]	100.0	9.0	85.6	27.8	57.8	5.4

注：1) 「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

2) []内の数値は、全企業に対する企業規模、産業別の企業割合である。

3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。

4) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

週休制の形態別適用労働者割合をみると「何らかの週休2日制」が適用されている労働者割合は88.3%(前年88.4%)、「完全週休2日制」が適用されている労働者割合は61.5%(同61.0%)となっている(第3表)。

第3表 週休制の形態別適用労働者割合

(単位：%)

年・企業規模・産業	労働者計 ¹⁾	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ²⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ³⁾	
平成26年	[100.0]	100.0	3.9	88.3	26.8	61.5	7.8
25		100.0	3.2	88.4	27.4	61.0	8.3
24		100.0	2.9	89.8	35.2	54.6	7.3
23		100.0	3.9	88.1	33.6	54.5	7.9
22		100.0	4.2	90.2	35.3	54.9	5.6
1,000人以上	[35.0]	100.0	0.5	91.1	13.4	77.7	8.4
300～999人	[19.1]	100.0	2.6	88.5	25.0	63.5	8.9
100～299人	[20.3]	100.0	4.6	88.4	33.8	54.5	7.0
30～99人	[25.6]	100.0	8.7	84.6	39.8	44.8	6.7
鉱業,採石業,砂利採取業	[0.1]	100.0	6.7	93.2	43.6	49.7	0.1
建設業	[6.5]	100.0	4.8	92.1	31.4	60.7	3.1
製造業	[33.4]	100.0	1.3	88.0	23.9	64.1	10.8
電気・ガス・熱供給・水道業	[1.1]	100.0	0.5	96.7	7.2	89.5	2.8
情報通信業	[6.6]	100.0	0.1	96.1	8.1	87.9	3.9
運輸業,郵便業	[10.0]	100.0	9.6	85.4	47.0	38.4	4.9
卸売業,小売業	[19.0]	100.0	4.0	85.7	30.5	55.2	10.3
金融業,保険業	[4.4]	100.0	0.0	97.1	0.4	96.7	2.9
不動産業,物品賃貸業	[2.1]	100.0	2.5	93.5	29.4	64.1	4.0
学術研究,専門・技術サービス業	[2.6]	100.0	0.9	92.4	12.5	79.9	6.7
宿泊業,飲食サービス業	[3.4]	100.0	17.1	73.1	37.7	35.4	9.8
生活関連サービス業,娯楽業	[2.8]	100.0	13.9	82.4	45.3	37.1	3.7
教育,学習支援業	[0.7]	100.0	8.5	81.8	36.6	45.2	9.6
医療,福祉	[1.1]	100.0	1.4	92.0	30.6	61.4	6.6
サービス業(他に分類されないもの)	[6.3]	100.0	4.9	90.6	22.5	68.1	4.5

注：1) []内の数値は、全労働者に対する企業規模、産業別の労働者割合である。

2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。

3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

(3) 年間休日総数

平成 25 年(又は平成 24 会計年度)の年間休日総数の 1 企業平均は 105.8 日(前年 105.4 日)、労働者 1 人平均は 112.9 日(同 112.6 日)となっている。1 企業平均年間休日総数を企業規模別にみると、1,000 人以上が 114.7 日(同 114.4 日)、300~999 人が 112.5 日(同 111.8 日)、100~299 人が 108.0 日(同 108.4 日)、30~99 人が 104.4 日(同 103.8 日)となっている。産業別にみると、金融業、保険業が 120.9 日(同 118.0 日)で最も多く、宿泊業、飲食サービス業が 93.5 日(同 95.6 日)と最も少なくなっている。(第 4 表)

第 4 表 年間休日総数階級別企業割合、1 企業平均年間休日総数及び労働者 1 人平均年間休日総数

年・企業規模・産業	(単位：%)									1企業平均年間休日総数 ¹⁾ (日)	労働者1人平均年間休日総数 ²⁾ (日)
	全企業	69日以下	70~79日	80~89日	90~99日	100~109日	110~119日	120~129日	130日以上		
平成26年	100.0	3.1	5.8	6.5	10.5	31.5	16.4	25.5	0.8	105.8	112.9
25	100.0	3.6	4.9	7.7	9.7	32.1	18.8	22.2	1.0	105.4	112.6
24	100.0	2.6	3.7	6.2	8.6	36.1	16.8	24.7	1.2	106.9	113.5
23	100.0	2.4	3.9	8.1	10.6	35.0	14.6	23.9	1.5	106.1	113.0
22	100.0	3.1	4.3	7.5	11.4	31.8	14.9	24.1	2.9	106.4	113.4
1,000人以上	100.0	0.4	0.9	0.8	3.7	25.8	19.4	48.8	0.2	114.7	118.5
300~999人	100.0	0.8	1.7	3.2	4.1	29.1	19.9	40.6	0.6	112.5	114.6
100~299人	100.0	1.4	6.0	5.3	7.5	30.0	18.9	30.3	0.5	108.0	110.2
30 ~ 99人	100.0	3.8	6.2	7.2	12.0	32.3	15.3	22.2	1.0	104.4	106.4
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	-	5.6	15.9	17.5	39.8	5.3	16.0	-	102.5	107.4
建設業	100.0	0.8	4.6	12.6	19.8	22.8	12.0	27.4	0.0	105.2	112.3
製造業	100.0	0.8	1.2	2.9	8.0	33.6	27.2	25.0	1.4	110.6	116.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	1.1	1.1	3.3	16.8	22.4	55.4	-	115.7	121.7
情報通信業	100.0	-	-	0.5	2.4	8.4	6.1	82.6	0.1	120.3	121.2
運輸業,郵便業	100.0	3.5	13.6	15.2	16.1	25.5	6.5	17.7	1.9	98.9	103.3
卸売業,小売業	100.0	4.7	5.1	6.0	10.3	37.6	17.2	19.0	0.1	103.8	110.6
金融業,保険業	100.0	-	-	-	-	3.7	9.9	84.3	2.2	120.9	119.8
不動産業,物品賃貸業	100.0	1.0	3.0	3.2	10.3	26.9	19.3	35.2	1.0	110.1	114.3
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	-	0.1	2.2	4.0	15.7	16.4	60.7	1.1	117.2	119.4
宿泊業,飲食サービス業	100.0	9.8	18.6	7.4	12.8	38.4	6.0	7.0	-	93.5	98.3
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	4.5	15.7	10.2	18.3	40.2	4.2	6.8	-	95.8	97.6
教育,学習支援業	100.0	-	2.4	10.8	18.8	26.8	23.6	15.1	2.5	105.6	107.3
医療,福祉	100.0	-	0.4	2.3	5.3	50.7	21.9	19.4	-	109.2	110.3
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	5.4	4.8	6.7	4.1	27.8	14.9	34.3	1.9	107.3	111.5

注:1) 「1 企業平均年間休日総数」は、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を平均したものである。

2) 「労働者 1 人平均年間休日総数」は、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を、その適用される労働者数により加重平均したものである。

(4) 年次有給休暇

ア 年次有給休暇の取得状況

平成 25 年（又は平成 24 会計年度）1 年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数は除く。）は、労働者 1 人平均 18.5 日（前年 18.3 日）、そのうち労働者が取得した日数は 9.0 日（同 8.6 日）で、取得率は 48.8%（同 47.1%）となっている。

取得率を企業規模別にみると、1,000 人以上が 55.6%（同 54.6%）、300～999 人が 47.0%（同 44.6%）、100～299 人が 44.9%（同 42.3%）、30～99 人が 42.2%（同 40.1%）となっている。（第 5 表）

第 5 表 労働者 1 人平均年次有給休暇の取得状況

年・性・企業規模・産業	労働者 1 人平均 付与日数 ¹⁾ (日)	労働者 1 人平均 取得日数 ²⁾ (日)	取得率 ³⁾ (%)
平成26年	18.5	9.0	48.8
25	18.3	8.6	47.1
24	18.3	9.0	49.3
23	17.9	8.6	48.1
22	17.9	8.5	47.1
男	18.8	8.6	45.6
女	17.4	9.8	56.0
1,000人以上	19.4	10.8	55.6
300～999人	18.5	8.7	47.0
100～299人	18.1	8.1	44.9
30～99人	17.4	7.4	42.2
鉱業,採石業,砂利採取業	18.6	11.2	60.1
建設業	18.3	7.4	40.3
製造業	19.1	10.3	54.0
電気・ガス・熱供給・水道業	19.8	14.0	70.6
情報通信業	19.0	11.0	57.7
運輸業,郵便業	18.1	9.2	50.5
卸売業,小売業	18.0	6.5	36.4
金融業,保険業	19.9	10.5	52.8
不動産業,物品賃貸業	18.2	7.6	41.6
学術研究,専門・技術サービス業	18.5	9.4	50.9
宿泊業,飲食サービス業	16.7	6.7	40.1
生活関連サービス業,娯楽業	16.9	6.3	37.1
教育,学習支援業	18.0	6.9	38.2
医療,福祉	14.5	6.6	45.4
サービス業(他に分類されないもの)	17.8	8.2	46.5

注:1) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。

2) 「取得日数」は、前年（又は前々会計年度）1年間に実際に取得した日数である。

3) 「取得率」は、取得日数計/付与日数計×100(%)である。

この表に表章している労働者 1 人平均の付与日数及び取得日数により計算した値とは四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

イ 年次有給休暇の時間単位取得制度

年次有給休暇を時間単位で取得できる制度がある企業割合は 11.8%（前年 11.2%）となっている（第 6 表）。

第 6 表 年次有給休暇の時間単位取得制度の有無、取得日数階級別企業割合

年・企業規模	全企業	年次有給休暇 の時間単位取得 制度がある 企業 ¹⁾²⁾	年次有給休暇の時間単位取得日数							年次有給休暇 の時間単位取得 制度がない 企業	
			1日	2日	3日	4日	5日	6～9日	10日以上		
			平成26年	100.0	11.8	(100.0)	(0.6)	(6.3)	(1.6)		(2.1)
25	100.0	11.2	(100.0)	(5.2)	(3.6)	(1.8)	(4.7)	(62.6)	(1.2)	(0.3)	88.8
1,000人以上	100.0	10.6	(100.0)	(4.4)	(6.8)	(1.0)	(6.3)	(80.2)	(-)	(-)	89.4
300～999人	100.0	11.9	(100.0)	(5.0)	(4.1)	(3.5)	(5.5)	(79.6)	(0.5)	(0.6)	88.1
100～299人	100.0	9.7	(100.0)	(1.2)	(8.8)	(4.3)	(0.0)	(85.5)	(-)	(-)	90.3
30～99人	100.0	12.5	(100.0)	(-)	(5.9)	(1.0)	(2.2)	(88.0)	(0.9)	(-)	87.5

注:1) ()内の数値は、年次有給休暇の時間単位取得制度がある企業を100とした割合である。

2) 年次有給休暇の時間単位取得制度「あり」には、取得日数が未定の企業を含む。

(5) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している企業割合は55.6%（前年51.1%）となっている。企業規模別にみると、1,000人以上が70.9%（同72.6%）、300～999人が66.0%（同64.0%）、100～299人が59.7%（同54.0%）、30～99人が53.2%（同48.6%）となっている。産業別にみると、鉱業、採石業、砂利採取業が69.8%（同73.1%）で最も高く、金融業、保険業が20.1%（同17.6%）で最も低くなっている。

種類別（複数回答）にみると、「1年単位の変形労働時間制」が35.4%（同32.3%）、「1か月単位の変形労働時間制」が17.9%（同16.6%）、「フレックスタイム制」が5.3%（同5.0%）となっている。（第7表）

第7表 変形労働時間制の有無、種類別採用企業割合

（単位：％）

年・企業規模・産業	全企業	変形労働時間制を採用している企業 注)	変形労働時間制の種類（複数回答）			変形労働時間制を採用していない企業
			1年単位の変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
			平成26年	100.0	55.6	
25	100.0	51.1	32.3	16.6	5.0	48.9
24	100.0	51.3	33.3	15.8	5.2	48.7
23	100.0	53.9	36.9	14.1	5.9	46.1
22	100.0	55.5	37.0	15.3	5.9	44.5
1,000人以上	100.0	70.9	21.0	40.6	27.7	29.1
300～999人	100.0	66.0	31.6	29.3	16.0	34.0
100～299人	100.0	59.7	37.5	18.4	7.3	40.3
30～99人	100.0	53.2	35.5	16.1	3.2	46.8
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	69.8	58.4	13.7	4.1	30.2
建設業	100.0	54.5	47.3	9.8	1.5	45.5
製造業	100.0	63.3	51.6	8.0	7.3	36.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	65.4	24.9	46.1	12.1	34.6
情報通信業	100.0	38.9	8.6	7.7	23.8	61.1
運輸業、郵便業	100.0	64.5	40.8	27.3	2.5	35.5
卸売業、小売業	100.0	54.5	32.4	20.0	4.0	45.5
金融業、保険業	100.0	20.1	2.9	9.7	9.8	79.9
不動産業、物品賃貸業	100.0	41.4	21.1	18.9	2.5	58.6
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	32.9	16.8	6.2	10.4	67.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	57.1	20.9	32.8	1.2	42.9
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	50.9	24.0	29.8	2.1	49.1
教育、学習支援業	100.0	50.2	43.1	6.2	2.8	49.8
医療、福祉	100.0	58.1	14.3	43.2	1.7	41.9
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	49.0	25.6	22.5	4.9	51.0

注： 「変形労働時間制を採用している企業」には、「1週間単位の変形労働時間制」を採用している企業を含む。

変形労働時間制の適用労働者割合は48.6%（前年46.7%）で、種類別にみると、「1年単位の変形労働時間制」は23.3%（同21.3%）、「1か月単位の変形労働時間制」は16.9%（同17.4%）、「フレックスタイム制」は8.3%（同7.9%）となっている（第8表）。

第8表 変形労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

（単位：％）

年・企業規模・産業	労働者計	変形労働時間制の適用を受ける労働者 ^{注)}	変形労働時間制の種類別			変形労働時間制の適用を受けない労働者
			1年単位の変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
平成26年	100.0	48.6	23.3	16.9	8.3	51.4
25	100.0	46.7	21.3	17.4	7.9	53.3
24	100.0	48.4	22.8	17.8	7.8	51.6
23	100.0	48.9	24.6	15.9	8.4	51.1
22	100.0	49.8	24.6	17.0	8.1	50.2
1,000人以上	100.0	45.7	9.3	21.6	14.8	54.3
300～999人	100.0	50.7	23.1	19.2	8.5	49.3
100～299人	100.0	51.1	33.7	13.1	4.3	48.9
30～99人	100.0	48.8	34.3	11.8	2.4	51.2
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	51.7	36.8	12.2	2.7	48.3
建設業	100.0	38.6	29.0	8.3	1.3	61.4
製造業	100.0	51.8	28.8	9.5	13.6	48.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	63.7	2.8	32.8	28.1	36.3
情報通信業	100.0	28.6	3.1	4.3	21.2	71.4
運輸業,郵便業	100.0	64.6	32.3	30.4	1.8	35.4
卸売業,小売業	100.0	55.3	26.4	23.9	4.6	44.7
金融業,保険業	100.0	7.8	0.3	4.2	3.3	92.2
不動産業,物品賃貸業	100.0	38.7	21.4	13.0	3.9	61.3
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	31.3	10.1	6.2	15.0	68.7
宿泊業,飲食サービス業	100.0	62.7	17.8	42.9	1.4	37.3
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	49.3	16.0	32.7	0.6	50.7
教育,学習支援業	100.0	49.7	36.2	9.0	4.5	50.3
医療,福祉	100.0	61.7	12.0	45.9	3.8	38.3
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	43.0	18.3	22.5	2.2	57.0

注：「変形労働時間制の適用を受ける労働者」には、「1週間単位の非定期的変形労働時間制」の適用を受ける労働者を含む。

(6) みなし労働時間制

みなし労働時間制を採用している企業割合は13.3%（前年10.8%）となっており、これを種類別（複数回答）にみると、「事業場外労働のみなし労働時間制」が11.3%（同9.2%）、「専門業務型裁量労働制」が3.1%（同2.2%）、「企画業務型裁量労働制」が0.8%（同0.8%）となっている（第9表）。

第9表 みなし労働時間制の有無、種類別採用企業割合

（単位：％）

年・企業規模・産業	全企業	みなし労働時間制を採用している企業	みなし労働時間制の種類（複数回答）			みなし労働時間制を採用していない企業
			事業場外労働のみなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
			平成26年	100.0	13.3	
25	100.0	10.8	9.2	2.2	0.8	89.2
24	100.0	11.9	10.4	2.3	0.7	88.1
23	100.0	11.2	9.3	2.2	0.7	88.8
22	100.0	11.2	9.1	2.5	0.8	88.8
1,000人以上	100.0	24.8	17.9	7.2	4.7	75.2
300～999人	100.0	21.8	18.8	4.0	1.5	78.2
100～299人	100.0	14.5	12.8	3.0	0.4	85.5
30～99人	100.0	11.9	10.1	2.9	0.7	88.1
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	5.6	5.6	-	-	94.4
建設業	100.0	13.1	10.6	3.7	0.2	86.9
製造業	100.0	15.2	13.5	3.3	1.0	84.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.2	2.4	0.8	-	96.8
情報通信業	100.0	26.3	12.0	18.1	1.4	73.7
運輸業,郵便業	100.0	4.8	4.8	-	-	95.2
卸売業,小売業	100.0	17.4	16.3	2.7	0.6	82.6
金融業,保険業	100.0	21.7	15.7	2.7	5.5	78.3
不動産業,物品賃貸業	100.0	18.4	16.8	0.6	2.1	81.6
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	15.6	9.3	7.6	1.7	84.4
宿泊業,飲食サービス業	100.0	4.5	4.3	0.0	0.3	95.5
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	6.7	5.6	-	1.1	93.3
教育,学習支援業	100.0	5.5	3.2	0.8	2.0	94.5
医療,福祉	100.0	4.5	3.3	1.2	-	95.5
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	12.8	10.9	3.4	0.8	87.2

みなし労働時間制の適用を受ける労働者割合は 8.1%（前年 8.1%）となっており、これを種類別にみると「事業場外労働のみなし労働時間制」が 6.9%（同 6.6%）、「専門業務型裁量労働制」が 1.0%（同 1.2%）、「企画業務型裁量労働制」が 0.2%（同 0.3%）となっている（第 10 表）。

第 10 表 みなし労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

（単位：％）

年・企業規模・産業	労働者計	みなし労働時間制の適用を受ける労働者	みなし労働時間制の種類			みなし労働時間制の適用を受けない労働者
			事業場外労働のみなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
平成26年	100.0	8.1	6.9	1.0	0.2	91.9
25	100.0	8.1	6.6	1.2	0.3	91.9
24	100.0	8.5	7.1	1.1	0.3	91.5
23	100.0	7.3	5.6	1.2	0.4	92.7
22	100.0	6.9	5.3	1.3	0.3	93.1
1,000人以上	100.0	9.9	7.9	1.4	0.5	90.1
300～999人	100.0	8.9	8.0	0.8	0.1	91.1
100～299人	100.0	8.2	7.3	0.9	0.0	91.8
30～99人	100.0	5.1	4.3	0.8	0.0	94.9
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	1.9	1.9	-	-	98.1
建設業	100.0	7.5	6.7	0.7	0.0	92.5
製造業	100.0	7.5	6.3	0.9	0.2	92.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.9	2.9	0.0	-	97.1
情報通信業	100.0	11.7	4.1	7.1	0.4	88.3
運輸業,郵便業	100.0	7.6	7.6	-	-	92.4
卸売業,小売業	100.0	9.3	8.9	0.2	0.1	90.7
金融業,保険業	100.0	18.2	16.8	0.2	1.2	81.8
不動産業,物品賃貸業	100.0	12.3	12.2	0.0	0.1	87.7
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	10.9	6.6	4.2	0.1	89.1
宿泊業,飲食サービス業	100.0	2.2	2.2	0.0	0.0	97.8
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	4.0	3.9	-	0.1	96.0
教育,学習支援業	100.0	4.1	3.3	0.6	0.3	95.9
医療,福祉	100.0	4.5	4.4	0.1	-	95.5
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	3.5	2.7	0.7	0.0	96.5

2 定年制等

(1) 定年制

定年制を定めている企業割合は93.8%（前年93.3%）となっており、そのうち「一律に定めている」企業割合は98.9%（同98.4%）、「職種別に定めている」企業割合は0.7%（同1.2%）となっている（第11表）。

第11表 定年制の有無、定年制の定め方別企業割合

（単位：％）

年・企業規模・産業	全企業	定年制を定めている企業 ^{注)}				定年制を定めていない企業	
		一律に定めている	職種別に定めている	その他			
平成26年	100.0	93.8	(100.0)	(98.9)	(0.7)	(0.4)	6.2
25	100.0	93.3	(100.0)	(98.4)	(1.2)	(0.4)	6.7
24	100.0	92.2	(100.0)	(98.8)	(1.0)	(0.2)	7.8
23	100.0	92.9	(100.0)	(98.9)	(1.0)	(0.2)	7.1
22	100.0	93.1	(100.0)	(98.7)	(1.2)	(0.1)	6.9
1,000人以上	100.0	99.6	(100.0)	(97.9)	(1.3)	(0.7)	0.4
300～999人	100.0	99.5	(100.0)	(98.4)	(1.2)	(0.4)	0.5
100～299人	100.0	97.7	(100.0)	(98.8)	(0.9)	(0.3)	2.3
30～99人	100.0	92.1	(100.0)	(99.0)	(0.6)	(0.4)	7.9
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	94.4	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	5.6
建設業	100.0	96.1	(100.0)	(98.4)	(1.6)	(-)	3.9
製造業	100.0	96.9	(100.0)	(99.6)	(0.3)	(0.1)	3.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	(100.0)	(97.7)	(2.3)	(-)	-
情報通信業	100.0	99.5	(100.0)	(99.9)	(0.1)	(-)	0.5
運輸業,郵便業	100.0	97.5	(100.0)	(97.5)	(2.2)	(0.3)	2.5
卸売業,小売業	100.0	92.5	(100.0)	(98.7)	(0.1)	(1.2)	7.5
金融業,保険業	100.0	98.6	(100.0)	(98.3)	(1.0)	(0.7)	1.4
不動産業,物品賃貸業	100.0	94.5	(100.0)	(97.9)	(2.1)	(-)	5.5
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	98.7	(100.0)	(99.1)	(0.9)	(-)	1.3
宿泊業,飲食サービス業	100.0	82.7	(100.0)	(98.7)	(-)	(1.3)	17.3
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	86.5	(100.0)	(99.5)	(0.5)	(-)	13.5
教育,学習支援業	100.0	93.3	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	6.7
医療,福祉	100.0	92.7	(100.0)	(98.7)	(1.2)	(0.1)	7.3
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	91.4	(100.0)	(98.4)	(1.6)	(-)	8.6

注：（ ）内の数値は、「定年制を定めている企業」を100とした割合である。

(2) 一律定年制における定年年齢の状況

一律定年制を定めている企業について、「65歳以上」を定年年齢とする企業割合は、15.5%（前年14.0%）となっている。

企業規模別にみると、1,000人以上が5.4%（同4.8%）、300～999人が6.8%（同5.6%）、100～299人が9.8%（同8.3%）、30～99人が18.3%（同16.7%）となっている。産業別にみると、医療、福祉が45.6%（同47.3%）で最も高く、金融業、保険業が5.7%（同7.9%）で最も低くなっている。（第12表）

第12表 一律定年制を定めている企業における定年年齢階級別企業割合

（単位：％）

年・企業規模・産業	一律定年制 を定めて いる企業 ^{注)}	定年年齢階級							
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳 以上	(再掲) 65歳 以上
平成26年	[98.9] 100.0	81.8	0.8	1.0	0.7	0.1	14.5	1.1	15.5
25	[98.4] 100.0	83.0	0.3	1.2	0.9	0.6	12.5	1.5	14.0
24	[98.8] 100.0	82.7	0.2	1.1	0.9	0.5	13.6	1.0	14.5
23	[98.9] 100.0	82.2	0.5	1.1	1.4	0.7	13.1	0.9	14.0
22	[98.7] 100.0	82.7	0.5	1.1	1.9	0.5	12.3	1.0	13.3
1,000人以上	[97.9] 100.0	92.2	0.4	0.4	1.7	-	5.3	0.1	5.4
300～999人	[98.4] 100.0	90.5	0.8	0.6	1.3	0.1	6.6	0.2	6.8
100～299人	[98.8] 100.0	87.2	0.6	1.0	1.1	0.3	9.5	0.3	9.8
30～99人	[99.0] 100.0	79.1	1.0	1.1	0.6	0.1	16.9	1.4	18.3
鉱業、採石業、砂利採取業	[100.0] 100.0	87.8	0.9	-	2.1	-	9.3	-	9.3
建設業	[98.4] 100.0	86.2	0.2	1.3	0.1	0.0	12.2	-	12.2
製造業	[99.6] 100.0	88.2	0.2	1.6	1.1	-	8.7	0.3	9.0
電気・ガス・熱供給・水道業	[97.7] 100.0	86.5	-	3.4	0.4	1.1	8.5	-	8.5
情報通信業	[99.9] 100.0	84.4	2.9	-	-	-	12.7	-	12.7
運輸業、郵便業	[97.5] 100.0	72.7	1.9	1.0	1.6	0.6	21.4	0.9	22.3
卸売業、小売業	[98.7] 100.0	87.7	0.9	0.5	0.3	-	9.6	1.0	10.5
金融業、保険業	[98.3] 100.0	91.4	1.0	1.9	-	-	5.7	-	5.7
不動産業、物品賃貸業	[97.9] 100.0	83.8	1.3	-	1.1	-	12.6	1.1	13.8
学術研究、専門・技術サービス業	[99.1] 100.0	81.4	0.9	3.2	0.6	-	13.8	-	13.8
宿泊業、飲食サービス業	[98.7] 100.0	67.3	-	-	0.2	-	29.9	2.6	32.5
生活関連サービス業、娯楽業	[99.5] 100.0	74.7	1.1	1.1	1.3	-	20.6	1.1	21.8
教育、学習支援業	[100.0] 100.0	76.4	1.4	-	1.7	1.3	19.2	-	19.2
医療、福祉	[98.7] 100.0	50.6	1.1	1.6	-	1.1	40.7	4.8	45.6
サービス業(他に分類されないもの)	[98.4] 100.0	72.8	1.3	1.2	1.0	-	20.0	3.7	23.7

注： []内の数値は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業割合である。

(3) 一律定年制における定年後の措置

ア 勤務延長制度及び再雇用制度の実施状況

一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度若しくは再雇用制度又は両方の制度がある企業割合は94.0%（前年92.9%）となっている。企業規模別にみると、1,000人以上が97.1%（同97.2%）、300～999人が98.0%（同98.4%）、100～299人が96.6%（同95.7%）、30～99人が92.8%（同91.5%）となっている。産業別にみると、建設業が98.1%（同92.5%）で最も高く、医療、福祉が80.7%（同80.8%）で最も低くなっている。

制度別にみると、「勤務延長制度のみ」の企業割合は10.2%（同9.0%）、「再雇用制度のみ」の企業割合は72.1%（同73.9%）、「両制度併用」の企業割合は11.8%（同10.0%）となっている。（第13表）

第13表 一律定年制を定めている企業における勤務延長制度、再雇用制度の有無別企業割合

年・企業規模・産業	一律定年制を定めている企業 ^{注)}		制度がある企業				制度がない企業	(再掲) 制度がある	
			勤務延長制度のみ	再雇用制度のみ	両制度併用	勤務延長制度(両制度併用を含む)		再雇用制度(両制度併用を含む)	
平成26年	[98.9]	100.0	94.0	10.2	72.1	11.8	6.0	22.0	83.8
25	[98.4]	100.0	92.9	9.0	73.9	10.0	7.1	19.0	83.9
24	[98.8]	100.0	92.1	11.4	71.6	9.1	7.9	20.5	80.7
23	[98.9]	100.0	93.2	9.3	73.2	10.7	6.8	20.0	83.9
22	[98.7]	100.0	91.3	11.5	68.5	11.3	8.7	22.8	79.8
1,000人以上	[97.9]	100.0	97.1	2.3	89.3	5.6	2.9	7.8	94.8
300～999人	[98.4]	100.0	98.0	4.2	88.0	5.8	2.0	10.0	93.8
100～299人	[98.8]	100.0	96.6	7.7	79.4	9.5	3.4	17.2	89.0
30～99人	[99.0]	100.0	92.8	11.7	67.9	13.1	7.2	24.9	81.1
鉱業、採石業、砂利採取業	[100.0]	100.0	97.9	6.3	76.0	15.6	2.1	21.9	91.6
建設業	[98.4]	100.0	98.1	11.1	77.3	9.7	1.9	20.8	87.0
製造業	[99.6]	100.0	96.6	8.9	74.9	12.7	3.4	21.7	87.6
電気・ガス・熱供給・水道業	[97.7]	100.0	97.8	6.9	89.3	1.7	2.2	8.5	90.9
情報通信業	[99.9]	100.0	90.5	5.6	81.3	3.6	9.5	9.2	84.9
運輸業、郵便業	[97.5]	100.0	96.8	15.1	71.7	10.0	3.2	25.1	81.7
卸売業、小売業	[98.7]	100.0	95.9	8.6	74.7	12.6	4.1	21.2	87.4
金融業、保険業	[98.3]	100.0	95.1	4.0	89.7	1.5	4.9	5.5	91.1
不動産業、物品賃貸業	[97.9]	100.0	88.9	3.1	82.1	3.7	11.1	6.8	85.8
学術研究、専門・技術サービス業	[99.1]	100.0	92.4	5.6	76.3	10.6	7.6	16.1	86.8
宿泊業、飲食サービス業	[98.7]	100.0	82.1	14.1	52.8	15.3	17.9	29.4	68.1
生活関連サービス業、娯楽業	[99.5]	100.0	92.3	13.3	60.9	18.0	7.7	31.3	78.9
教育、学習支援業	[100.0]	100.0	82.0	4.6	71.5	5.9	18.0	10.5	77.4
医療、福祉	[98.7]	100.0	80.7	21.1	44.8	14.8	19.3	35.9	59.6
サービス業(他に分類されないもの)	[98.4]	100.0	92.8	11.9	68.9	12.0	7.2	23.9	80.8

注： []内の数値は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業割合である。

イ 勤務延長制度及び再雇用制度の最高雇用年齢

一律定年制を定めており、かつ勤務延長制度又は再雇用制度がある企業のうち、最高雇用年齢を定めている企業割合は、勤務延長制度がある企業で 58.4%（前年 63.0%）、再雇用制度がある企業で 82.5%（同 82.7%）となっている。

最高雇用年齢を定めている企業における最高雇用年齢をみると、「65歳以上」を最高雇用年齢とする企業割合は、勤務延長制度がある企業で 100.0%（同 95.6%）、再雇用制度がある企業で 100.0%（同 96.3%）となっている。（第 14 表）

第 14 表 最高雇用年齢の有無、最高雇用年齢階級別企業割合

(単位：%)

定年後の制度、 年・企業規模	一律定年制で 定年後の制度 がある企業 ¹⁾		最高雇用 年齢を定めて いる企業 ²⁾³⁾					最高雇用 年齢を定めて いない企業
			65歳	66歳 以上	(再掲 65歳 以上)			
勤務延長制度 ⁴⁾								
平成26年	[22.0]	100.0	58.4	(100.0)	(82.6)	(17.4)	(100.0)	41.6
25	[19.0]	100.0	63.0	(100.0)	(78.5)	(17.1)	(95.6)	37.0
24	[20.5]	100.0	56.3	(100.0)	(75.8)	(18.5)	(94.4)	43.7
23	[20.0]	100.0	56.2	(100.0)	(73.9)	(17.1)	(91.1)	43.8
22	[22.8]	100.0	55.8	(100.0)	(80.7)	(11.8)	(92.5)	44.2
1,000人以上	[7.8]	100.0	75.3	(100.0)	(89.2)	(10.8)	(100.0)	24.7
300～999人	[10.0]	100.0	74.7	(100.0)	(88.8)	(11.2)	(100.0)	25.3
100～299人	[17.2]	100.0	62.2	(100.0)	(87.1)	(12.9)	(100.0)	37.8
30～99人	[24.9]	100.0	56.9	(100.0)	(81.2)	(18.8)	(100.0)	43.1
再雇用制度 ⁴⁾								
平成26年	[83.8]	100.0	82.5	(100.0)	(93.2)	(6.8)	(100.0)	17.5
25	[83.9]	100.0	82.7	(100.0)	(90.6)	(5.7)	(96.3)	17.3
24	[80.7]	100.0	80.3	(100.0)	(88.3)	(5.2)	(93.6)	19.7
23	[83.9]	100.0	79.0	(100.0)	(87.4)	(5.0)	(92.4)	21.0
22	[79.8]	100.0	77.1	(100.0)	(87.8)	(4.0)	(91.8)	22.9
1,000人以上	[94.8]	100.0	92.7	(100.0)	(96.6)	(3.4)	(100.0)	7.3
300～999人	[93.8]	100.0	91.4	(100.0)	(95.7)	(4.3)	(100.0)	8.6
100～299人	[89.0]	100.0	85.3	(100.0)	(95.1)	(4.9)	(100.0)	14.7
30～99人	[81.1]	100.0	80.2	(100.0)	(92.2)	(7.8)	(100.0)	19.8

注：1) []内の数値は、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度又は再雇用制度がある（両制度併用を含む。）企業割合である。

2) 「最高雇用年齢を定めている企業」の平成22年～25年には、「63歳」又は「64歳」を最高雇用年齢とする企業を含む。

3) ()内の数値は、「最高雇用年齢を定めている企業」を100とした割合である。

4) 「勤務延長制度」、「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。

3 賃金制度

(1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業割合は82.0%（前年83.4%）となっており、そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は93.5%（同94.0%）、「26%以上」とする企業割合は6.5%（同5.8%）となっている。

時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合を企業規模別にみると、1,000人以上が25.9%（同26.5%）、300～999人が17.9%（同16.3%）、100～299人が8.9%（同8.3%）、30～99人が4.1%（同3.5%）となっている。（第15表）

第15表 時間外労働の割増賃金率の定めの有無、定め方、割増賃金率階級別企業割合

（単位：％）

年・企業規模	全企業	時間外労働の割増賃金率の定め						
		定めている	時間外労働の割増賃金率の定め方				時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている	定めていない
			一律に定めている ^{注)}	時間外労働の割増賃金率				
				25%	26%以上			
平成26年	100.0	89.7	82.0 (100.0)	(93.5)	(6.5)	7.8	10.3	
25	100.0	89.9	83.4 (100.0)	(94.0)	(5.8)	6.5	10.1	
24	100.0	92.6	84.6 (100.0)	(93.5)	(6.1)	7.9	7.4	
1,000人以上	100.0	96.7	81.8 (100.0)	(74.1)	(25.9)	14.9	3.3	
300～999人	100.0	97.3	89.2 (100.0)	(82.1)	(17.9)	8.2	2.7	
100～299人	100.0	93.8	86.0 (100.0)	(91.1)	(8.9)	7.8	6.2	
30～99人	100.0	87.8	80.2 (100.0)	(95.9)	(4.1)	7.5	12.2	

注：（ ）内の数値は、時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業を100とした割合である。

(2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率及び代替休暇制度

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は29.3%（前年25.3%）となっており、そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業割合は45.7%（同46.8%）、「50%以上」とする企業割合は54.0%（同52.8%）となっている。

1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業のうち、割増賃金の支払いに代えて有給の休暇を付与する代替休暇制度がある企業割合は27.0%（同27.4%）、代替休暇制度がない企業割合は73.0%（同72.6%）となっている。（第16表）

第16表 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無、割増賃金率階級、代替休暇制度の有無別企業割合

（単位：％）

年・企業規模	時間外労働の割増賃金率を定めている企業 ¹⁾	1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定め						定めていない
		定めている ²⁾	1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率		代替休暇制度			
			25～49%	50%以上	制度あり	制度なし		
平成26年	[89.7]	100.0	29.3 (100.0)	(45.7)	(54.0)	(27.0)	(73.0)	70.7
25	[89.9]	100.0	25.3 (100.0)	(46.8)	(52.8)	(27.4)	(72.6)	74.7
24	[92.6]	100.0	23.4 (100.0)	(35.7)	(64.1)	(27.8)	(72.2)	76.6
1,000人以上	[96.7]	100.0	86.8 (100.0)	(11.7)	(88.3)	(17.1)	(82.9)	13.2
300～999人	[97.3]	100.0	66.2 (100.0)	(21.1)	(78.9)	(19.5)	(80.5)	33.8
100～299人	[93.8]	100.0	35.7 (100.0)	(41.3)	(58.7)	(25.6)	(74.4)	64.3
30～99人	[87.8]	100.0	22.2 (100.0)	(58.9)	(40.5)	(31.0)	(69.0)	77.8

注:1) []内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

2) ()内の数値は、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を「定めている」企業を100とした割合である。

(3) 賃金形態

賃金形態(複数回答)別に採用企業割合をみると、「定額制」は99.2%(前回平成22年99.4%)となっており、その内容をみると、「月給」が94.0%(同94.1%)と最も多く、次いで「時間給」21.7%(同23.5%)、「日給」16.2%(同18.5%)、「年俸制」9.5%(同13.4%)となっている(第17表)。

第17表 賃金形態¹⁾別企業割合

(単位：%)

年・企業規模・産業	全企業	賃金形態 ¹⁾ (複数回答)								
		定額制	賃金形態 ¹⁾				出来高払い制 ²⁾	出来高制		その他
			時間給	日給	月給	年俸制		定額制+出来高制	出来高制	
平成26年	100.0	99.2	21.7	16.2	94.0	9.5	4.6	3.1	1.8	0.4
22	100.0	99.4	23.5	18.5	94.1	13.4	5.5	3.4	2.2	0.7
1,000人以上	100.0	99.6	11.9	9.6	96.9	26.4	2.1	1.8	0.5	0.3
300～999人	100.0	99.6	18.3	13.2	96.6	21.2	3.0	2.4	0.7	0.8
100～299人	100.0	99.3	19.2	14.0	95.2	12.1	3.7	2.7	1.0	0.5
30～99人	100.0	99.1	22.9	17.3	93.3	7.3	5.1	3.3	2.1	0.3
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	99.2	23.8	32.5	99.2	10.9	5.9	5.9	-	-
建設業	100.0	100.0	10.4	32.5	98.7	8.6	4.1	2.5	1.5	-
製造業	100.0	100.0	25.6	18.6	94.5	9.0	0.4	0.3	0.1	0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	6.7	5.2	95.1	12.1	1.5	0.4	1.1	0.5
情報通信業	100.0	99.8	13.2	4.5	90.5	26.0	0.9	0.9	-	0.9
運輸業,郵便業	100.0	96.1	22.7	28.7	90.6	5.4	24.5	15.6	11.5	0.3
卸売業,小売業	100.0	99.2	22.3	8.6	94.8	8.9	3.2	2.5	0.8	0.6
金融業,保険業	100.0	99.6	10.9	-	92.6	20.7	6.4	4.7	1.9	-
不動産業,物品賃貸業	100.0	100.0	25.0	12.7	96.8	12.7	2.4	2.4	-	-
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	99.1	12.0	5.3	85.8	24.2	2.1	2.1	-	0.9
宿泊業,飲食サービス業	100.0	99.0	23.3	6.8	93.8	7.7	3.2	2.2	1.0	-
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	99.0	20.8	11.7	94.9	8.2	9.5	5.5	4.0	-
教育,学習支援業	100.0	97.6	21.4	3.8	94.4	10.8	2.5	2.5	-	-
医療,福祉	100.0	98.7	24.5	5.5	92.6	13.2	1.2	1.2	-	0.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	99.2	23.2	27.2	93.1	4.8	2.2	1.5	0.7	0.2

注：1) 各賃金形態には、当該形態の労働者（常用労働者のうち期間を定めずに雇われている労働者で、パートタイム労働者は除く。）が1人でもいる企業を計上している。

2) 賃金の一部が出来高給の労働者の場合、定額部分が50%以上であれば「定額制」の該当する賃金形態に、定額部分が50%未満であれば「出来高払い制」の「定額制+出来高制」としている。

(4) 賃金制度の改定状況

賃金制度について、平成23年から25年までの過去3年間に以下の10項目のいずれかの改定（複数回答）を行った企業割合は28.6%（前回平成22年34.6%）となっており、これを改定項目別にみると、「職務・職種などの仕事の内容に対応する賃金部分の拡大」15.0%（同17.5%）が最も高く、次いで「職務遂行能力に対応する賃金部分の拡大」14.1%（同16.9%）、「業績・成果に対応する賃金部分の拡大」13.1%（同15.0%）などとなっている（第18表）。

第18表 過去3年間の賃金制度の改定の有無、改定項目別企業割合

（単位：％）

年・企業規模・産業	全企業	改定を行った企業	改定項目（複数回答）										改定を行わなかった企業
			職務・職種などの仕事の内容に対応する賃金部分の拡大	職務遂行能力に対応する賃金部分の拡大	業績・成果に対応する賃金部分の拡大	手当を縮減し基本給へ組入れ	退職給付を縮減し基本給へ組入れ	基本給を抑制し、賞与を相対的に拡大	賃金表の導入	職能資格制度の改定・導入	年俸制の改定・導入	定期昇給の廃止	
平成26年	100.0	28.6	15.0	14.1	13.1	4.5	0.2	1.1	3.9	6.2	0.9	1.6	71.4
22	100.0	34.6	17.5	16.9	15.0	5.5	0.4	3.1	5.2	6.9	3.0	4.6	65.4
1,000人以上	100.0	30.3	14.1	11.2	11.2	5.6	0.1	1.3	3.9	9.8	3.3	1.0	69.7
300～999人	100.0	27.7	11.9	10.9	10.9	4.3	0.4	1.2	3.2	9.2	2.4	1.5	72.3
100～299人	100.0	26.5	13.3	13.1	12.3	4.6	0.1	1.1	4.1	7.1	1.2	0.9	73.5
30～99人	100.0	29.2	15.8	14.7	13.5	4.4	0.2	1.1	3.9	5.6	0.6	1.8	70.8
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	18.3	8.7	10.7	4.8	2.0	-	4.8	2.0	9.6	0.8	-	81.7
建設業	100.0	30.7	15.8	17.0	12.2	2.5	-	0.4	5.4	8.6	0.9	0.8	69.3
製造業	100.0	24.4	12.8	12.4	10.5	5.5	0.3	0.6	3.0	5.5	0.6	0.9	75.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	19.8	7.6	7.9	6.3	3.7	-	1.9	4.2	6.8	2.1	1.1	80.2
情報通信業	100.0	32.8	12.1	17.2	14.9	3.9	-	2.8	5.3	8.1	2.4	3.0	67.2
運輸業、郵便業	100.0	26.7	10.1	12.2	9.1	8.9	-	2.2	2.3	2.7	0.9	0.9	73.3
卸売業、小売業	100.0	29.9	15.2	12.5	14.6	3.8	-	0.4	4.3	5.5	0.7	1.8	70.1
金融業、保険業	100.0	29.9	13.1	12.8	15.4	4.0	1.0	1.4	6.3	7.0	1.1	0.6	70.1
不動産業、物品賃貸業	100.0	30.5	11.3	9.1	14.3	4.9	0.2	2.7	4.3	6.6	2.8	2.7	69.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	31.2	15.6	14.5	13.8	6.1	-	0.6	7.0	6.8	1.9	1.6	68.8
宿泊業、飲食サービス業	100.0	27.0	18.3	13.6	15.1	3.9	1.2	2.1	5.6	7.6	0.7	3.5	73.0
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	35.5	20.8	15.0	16.2	1.1	0.4	2.9	2.3	8.1	2.1	2.1	64.5
教育、学習支援業	100.0	32.7	15.7	16.1	19.4	2.7	-	1.7	3.8	4.0	3.1	2.7	67.3
医療、福祉	100.0	41.6	27.7	29.3	22.3	4.0	1.0	0.4	6.6	15.2	1.5	1.3	58.4
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	28.7	19.1	17.9	13.9	2.8	-	0.9	2.7	6.3	0.2	1.5	71.3

4 資産形成

(1) 資産形成に関する援助制度の種類

労働者の資産形成に関する援助制度について種類別に企業割合（複数回答）をみると、「貯蓄制度」44.8%（前回平成21年51.2%）、「持株援助制度」9.5%（同9.6%）、労働者に対する「ストックオプション制度」1.5%、「住宅資金融資制度」3.8%（同6.9%）、「社内保険援助制度」33.2%（同36.8%）となっている（第19表）。

第19表 労働者の資産形成に関する援助制度の種類別企業割合

（単位：％）

年	全企業	援助制度の種類（複数回答）				
		貯蓄制度	持株 援助制度 ¹⁾	ストック オプション制度 ¹⁾²⁾	住宅資金 融資制度	社内保険 援助制度
平成26年	100.0	44.8	9.5 (11.3)	1.5 (1.7)	3.8	33.2
21	100.0	51.2	9.6 (10.5)	- (-)	6.9	36.8

注： 1) 「持株援助制度」、「ストックオプション制度」の()内の数値は、株式会社を100とした割合である。
2) 平成21年の「ストックオプション制度」には役員に対するストックオプション制度を含むため、比較していない。

(2) 貯蓄制度の種類

「貯蓄制度」について、種類別に企業割合（複数回答）をみると、「財形貯蓄」が41.4%（前回平成21年46.4%）で最も高くなっている（第20表）。

第20表 貯蓄制度の有無、種類別採用企業割合

（単位：％）

年・企業規模・産業	全企業	貯蓄 制度 がある 企業	貯蓄制度の種類（複数回答）					社内預金	その他の 貯蓄制度
			財形貯蓄	一般		財形 年金貯蓄	財形 住宅貯蓄		
				財形貯蓄	住宅貯蓄				
平成26年	100.0	44.8	41.4	40.2	17.6	16.6	3.6	3.2	
21	100.0	51.2	46.4	44.8	20.4	20.1	4.6	6.0	
1,000人以上	100.0	76.9	75.5	72.2	58.4	60.5	6.7	8.3	
300～999人	100.0	73.9	72.6	71.1	50.1	49.3	3.7	3.8	
100～299人	100.0	54.9	51.8	51.3	25.4	23.5	4.3	2.5	
30～99人	100.0	38.6	35.0	33.7	11.5	10.7	3.3	3.3	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	41.1	37.1	36.3	17.6	14.5	6.8	2.0	
建設業	100.0	53.4	47.7	46.7	17.2	16.1	6.1	3.5	
製造業	100.0	55.0	52.2	51.4	24.6	22.9	3.3	2.8	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	60.3	58.6	56.5	37.0	41.9	8.3	2.8	
情報通信業	100.0	55.7	53.4	53.0	29.0	34.6	2.6	4.7	
運輸業、郵便業	100.0	37.0	33.8	33.8	11.8	12.9	2.1	3.8	
卸売業、小売業	100.0	49.0	44.7	41.5	18.9	15.5	4.7	4.9	
金融業、保険業	100.0	70.9	69.3	66.9	55.3	55.1	6.8	3.9	
不動産業、物品賃貸業	100.0	36.0	32.7	31.4	16.8	19.9	2.6	3.7	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	51.0	50.8	48.7	25.3	26.6	1.5	2.0	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	28.9	26.2	26.1	5.3	6.7	1.0	2.2	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	35.7	30.7	29.8	9.6	8.4	5.3	1.5	
教育、学習支援業	100.0	29.9	28.6	28.2	6.8	9.0	1.3	2.2	
医療、福祉	100.0	9.5	6.4	6.1	3.6	3.2	1.0	2.1	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	26.1	24.3	23.9	8.8	6.4	3.7	1.4	

(3) 持株援助制度

会社組織が株式会社の企業のうち、労働者持株援助制度がある企業割合は11.3%（前回平成21年10.5%）となっている。種類別に企業割合（複数回答）をみると、「奨励金の支給」が9.6%（同8.5%）で最も高くなっている。（第21表）

第21表 持株援助制度の有無、種類別採用企業割合

（単位：％）

年・企業規模・産業	株式会社 ^{注)}		持株援助 制度が ある企業	持株援助制度の種類（複数回答）				
				奨励金の 支給	売買 手数料 の援助	事務費等 の援助	購入資金 の貸付	その他
平成26年	[84.0]	100.0	11.3	9.6	0.3	2.2	0.8	0.8
21	[91.6]	100.0	10.5	8.5	0.5	2.7	0.9	0.8
1,000人以上	[96.6]	100.0	60.9	58.0	3.2	17.7	0.9	1.2
300～999人	[96.4]	100.0	34.4	30.6	1.7	8.6	1.0	1.6
100～299人	[91.8]	100.0	15.3	13.1	0.4	2.9	1.1	0.9
30～99人	[80.5]	100.0	5.9	4.7	0.1	0.8	0.6	0.6
鉱業、採石業、砂利採取業	[81.3]	100.0	5.5	5.5	-	2.0	-	-
建設業	[90.1]	100.0	13.9	11.1	0.1	2.4	1.3	1.7
製造業	[89.0]	100.0	12.9	11.4	0.4	1.9	0.5	0.7
電気・ガス・熱供給・水道業	[89.7]	100.0	19.9	19.0	1.9	4.8	0.8	0.9
情報通信業	[95.2]	100.0	20.6	17.1	0.6	4.6	2.3	0.6
運輸業、郵便業	[79.0]	100.0	5.1	4.8	0.1	0.9	0.5	0.2
卸売業、小売業	[82.4]	100.0	12.4	9.6	0.3	3.1	1.6	1.1
金融業、保険業	[96.0]	100.0	32.6	30.3	1.0	10.5	1.5	1.3
不動産業、物品賃貸業	[91.0]	100.0	15.8	15.3	0.1	3.3	-	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	[94.2]	100.0	18.4	18.0	0.4	4.2	0.3	-
宿泊業、飲食サービス業	[77.6]	100.0	3.7	2.0	0.1	0.2	0.1	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	[68.4]	100.0	5.4	5.1	1.5	1.9	0.2	0.0
教育、学習支援業	[85.1]	100.0	10.0	9.6	-	0.4	0.3	-
医療、福祉	[68.4]	100.0	2.4	2.2	0.2	0.5	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	[80.5]	100.0	6.6	6.5	0.1	1.3	-	0.1

注： []内の数値は、全企業のうち、株式会社の割合である。

(4) スtockオプション制度

会社組織が株式会社の企業のうち、労働者に対するstockオプション制度がある企業割合は1.7%となっている（第22表）。

第22表 stockオプション制度の有無、適用労働者の種類別企業割合

（単位：％）

企業規模・産業	株式会社 ¹⁾		stock オプション 制度が ある企業 ²⁾	適用労働者の種類（複数回答）	
				管理職	管理職以外
平成26年	[84.0]	100.0	1.7	1.7	1.1
1,000人以上	[96.6]	100.0	9.8	9.7	5.1
300～999人	[96.4]	100.0	4.7	4.4	3.0
100～299人	[91.8]	100.0	2.5	2.5	1.6
30～99人	[80.5]	100.0	0.9	0.9	0.5
鉱業、採石業、砂利採取業	[81.3]	100.0	-	-	-
建設業	[90.1]	100.0	0.9	0.9	0.0
製造業	[89.0]	100.0	1.7	1.6	1.1
電気・ガス・熱供給・水道業	[89.7]	100.0	3.9	3.9	3.9
情報通信業	[95.2]	100.0	5.3	5.3	4.7
運輸業、郵便業	[79.0]	100.0	0.4	0.3	0.2
卸売業、小売業	[82.4]	100.0	2.1	2.1	1.0
金融業、保険業	[96.0]	100.0	3.7	3.7	2.8
不動産業、物品賃貸業	[91.0]	100.0	0.9	0.9	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	[94.2]	100.0	2.6	2.6	2.0
宿泊業、飲食サービス業	[77.6]	100.0	2.3	2.3	0.7
生活関連サービス業、娯楽業	[68.4]	100.0	1.2	1.2	1.1
教育、学習支援業	[85.1]	100.0	0.6	0.6	0.4
医療、福祉	[68.4]	100.0	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	[80.5]	100.0	1.2	1.2	1.1

注： 1) []内の数値は、全企業のうち、株式会社の割合である。

2) 「stockオプション制度がある企業」とは、労働者に対するstockオプション制度がある企業を指し、役員に対するstockオプション制度のみがある企業は含まない。

(5) 住宅資金融資制度

「住宅資金融資制度」について、種類別に企業割合（複数回答）をみると、「社内融資」が2.5%（前回平成21年4.3%）で最も高くなっている（第23表）。

第23表 住宅資金融資制度の有無、種類別採用企業割合

（単位：％）

年・企業規模・産業	全企業	住宅資金融資制度がある企業	住宅資金融資制度の種類（複数回答）			
			社内融資	財形貯蓄の積立を条件とする金融機関との提携による住宅ローン	その他の金融機関との提携による住宅ローン	勤労者退職金共済機構からの転貸融資
平成26年	100.0	3.8	2.5	0.9	0.7	0.0
21	100.0	6.9	4.3	1.9	1.6	0.1
1,000人以上	100.0	27.1	10.1	12.9	9.4	0.4
300～999人	100.0	15.2	8.5	3.8	3.7	0.1
100～299人	100.0	4.9	3.7	0.9	0.5	0.0
30～99人	100.0	1.9	1.5	0.3	0.3	-
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	12.8	6.8	3.6	4.4	-
建設業	100.0	4.4	3.1	0.9	0.5	-
製造業	100.0	5.0	3.3	1.3	0.6	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	17.1	5.3	9.0	4.6	0.5
情報通信業	100.0	5.0	2.1	2.3	1.0	-
運輸業、郵便業	100.0	2.5	1.3	1.1	0.6	0.0
卸売業、小売業	100.0	4.3	3.4	0.5	0.9	-
金融業、保険業	100.0	22.1	20.6	1.2	1.3	0.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	4.5	1.7	1.3	1.9	0.4
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	6.1	2.4	1.3	3.0	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	0.2	0.2	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	1.6	0.5	0.2	1.0	-
教育、学習支援業	100.0	2.0	0.8	0.4	0.8	-
医療、福祉	100.0	0.1	0.1	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	2.3	1.9	0.1	0.4	-

(6) 社内保険援助制度

「社内保険援助制度」について、種類別に企業割合（複数回答）をみると、「総合福祉団体定期生命保険」が15.6%（前回平成21年17.7%）で最も高くなっている（第24表）。

第24表 社内保険援助制度の種類別採用企業割合

(単位：%)

年・企業規模・産業	全企業	社内保険 援助制度 がある 企業	社内保険援助制度の種類（複数回答）					
			労働者 任意加入 生命保険	総合福祉 団体定期 生命保険	団体信用 生命保険	交通傷害 保険	災害保険	その他
			平成26年	100.0	33.2	5.6	15.6	0.1
21	100.0	36.8	5.5	17.7	0.4	10.2	14.6	8.9
1,000人以上	100.0	47.2	7.5	40.9	1.9	5.8	8.8	5.5
300～999人	100.0	38.3	4.8	29.1	0.1	5.7	10.2	6.4
100～299人	100.0	32.8	4.1	19.4	0.2	6.4	11.8	5.5
30～99人	100.0	32.4	6.1	12.7	0.0	9.5	12.3	8.1
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	42.6	2.8	20.3	1.6	13.5	19.5	13.5
建設業	100.0	35.0	7.2	17.9	0.0	6.4	15.9	7.4
製造業	100.0	33.5	5.0	18.1	0.0	8.8	12.9	6.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	38.4	7.8	27.0	0.8	8.2	11.5	4.7
情報通信業	100.0	37.2	6.5	25.4	0.1	4.9	10.0	6.7
運輸業,郵便業	100.0	26.4	4.7	9.8	0.0	9.2	13.9	4.4
卸売業,小売業	100.0	39.8	7.3	17.6	0.2	11.4	11.1	9.2
金融業,保険業	100.0	61.2	5.4	46.8	3.4	10.3	14.1	15.4
不動産業,物品賃貸業	100.0	37.5	8.0	25.1	0.4	4.0	7.5	7.1
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	42.6	5.7	22.5	0.9	8.9	13.0	11.4
宿泊業,飲食サービス業	100.0	23.5	5.0	4.2	-	9.0	10.9	7.6
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	17.9	5.3	7.7	-	2.8	4.1	5.1
教育,学習支援業	100.0	18.6	0.4	9.2	0.4	6.0	1.8	7.9
医療,福祉	100.0	23.8	3.3	3.3	-	8.9	7.8	10.5
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	34.5	4.1	14.2	-	7.7	15.8	9.6

主な用語の定義

「対象労働者」

期間を定めずに雇われている企業全体の全常用労働者よりパートタイム労働者を除いた労働者をいう。

「常用労働者」とは、次の①～③のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに雇われている労働者
- ② 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
- ③ 1か月以内の期間を定めて雇われている労働者又は日々雇われている労働者で、前月及び前々月の各月にそれぞれ18日以上雇用された者

「パートタイム労働者」とは、1日の所定労働時間が当該企業の一般の労働者より短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じであっても、1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「所定労働時間」

就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を差し引いた労働時間をいう。

なお、労働者によって所定労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に適用されるものを当該企業の所定労働時間とし、変形労働時間制を採用している場合は、期間内で平均したものを当該企業の所定労働時間とした。

「年間休日総数」

1年間分の休日の合計日数をいう。休日とは、就業規則、労働協約又は労働契約等において、労働義務がないとされた日のことをいう。ただし、年次有給休暇分や雇用調整、生産調整のための休業分は含まれない。

「変形労働時間制」

一定の期間内で週40時間、1日8時間の労働時間の原則に対して例外を認める制度で、「1年単位の変形労働時間制」、「1か月単位の変形労働時間制」、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」、「フレックスタイム制」をいう。

「みなし労働時間制」

特定の事情により労働時間の算定が困難又は通常と同じ算定方法が適切でない場合、労使協定等により定めた時間を労働したものとみなす制度をいう。

「事業場外労働のみなし労働時間制」とは、外勤の営業社員など、事業場で業務に従事し、かつ、使用者の具体的な指揮・監督が及ばず、労働時間を算定することが困難な業務を遂行する場合に、所定労働時間、又は労使協定等により、その業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度をいう。

「専門業務型裁量労働制」とは、研究開発など、その業務の性質上その遂行の方法や時間配分の決定等に関し具体的な指示をすることが困難として定められている業務に就かせた場合に、あらかじめ定めた時間労働したものとみなすことを労使協定により定める制度をいう。

「企画業務型裁量労働制」とは、事業運営に係る企画、立案、調査及び分析の業務を行うホワイトカラー労働者を対象として、労使委員会で決議した時間労働したものとみなす制度をいう。

なお、導入においては労使委員会における委員の5分の4以上の多数による決議と対象労働者本人の同意が必要である。

「勤務延長制度」

定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度をいう。

「再雇用制度」

定年年齢に到達した者をいったん退職させた後、再び雇用する制度をいう。

「基本給」

毎月の賃金の中で最も根本的な部分を占め、年齢、学歴、勤続年数、経験、能力、資格、地位、職務、業績など労働者本人の属性又は労働者の従事する職務に伴う要素によって算定される賃金で、原則として同じ賃金体系が適用される労働者に全員支給されるものをいう。

なお、住宅手当、通勤手当など、労働者本人の属性又は職務に伴う要素によって算定されるとはいえない手当や、一部の労働者が一時的に従事する特殊な作業に対して支給される手当は基本給としない。

「ストックオプション制度」

会社役員や従業員に対し、あらかじめ決められた価格（権利行使価格）で自社株式を購入できる権利を与える制度をいう。株価が権利行使価格を上回っているときに権利を行使することによって、売却益を得ることができる。